

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年1月から15年3月までは20万円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月から16年1月までは20万円、同年2月から同年10月までは26万円、同年11月は22万円、同年12月は19万円、17年1月から18年7月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年1月から18年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成18年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から18年8月31日まで  
② 平成18年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成4年9月にB事業所に入社し、途中、同社はA事業所に社名が変わったが、18年8月末まで勤務した。

申立期間①について、実際に当時受け取っていた給与額に比べ、年金事務所が記録する標準報酬月額が低くなっているため、調査の上、申立期間①の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成18年8月31日となっており、同年8月（申立期間②）は被保険者では無い旨の記録となっている。同年8月分の給与明細書を持っており、同明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

したがって、申立期間①のうち、平成14年1月から18年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、14年1月から15年3月までは20万円、同年4月から同年9月までは24万円、同年10月から16年1月までは20万円、同年2月から同年10月までは26万円、同年11月は22万円、同年12月は19万円、17年1月から18年7月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述等が得られず、厚生年金保険料を納付したか否か不明であるが、当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたって一致していない上、平成16年から18年までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届において、事業主がオンライン記録上の標準報酬月額に見合う報酬月額を届け出たことが確認できることから、事業主は、給与明細書等において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成4年9月から13年12月までの期間については、申立人は当該期間の給与明細書を所持しておらず、申立事業所は、「申立人の当該期間に係る給与支払、保険料控除を確認できる資料等は保管していない。」と回答するなど、申立人がその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料等は確認できない。

また、オンライン記録において、申立人及び当時の同僚の標準報酬月額並びにその変遷について確認したが、申立人の標準報酬月額が、他の同僚と比べて著しく低額、又は不自然に減額されている等の事情は見当

たらない上、B事業所及びA事業所に係るオンライン記録において氏名が確認できる同僚21人へ文書照会し、5人から回答が得られたが、申立内容を裏付ける具体的供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成4年9月から13年12月までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人のA事業所に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書及び「平成19年給与支払報告書」によれば、申立人が申立期間②において、同社に勤務していたことが確認できるとともに、申立人が所持する平成18年8月分の給与明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、申立事業所は、「当時、厚生年金保険料は当月控除であった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成18年8月分の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成18年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年8月31日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島国民年金 事案655

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年3月まで  
昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料を同年5月及び同年6月に納付したが、同時期に、申立期間の保険料も、私か妻が納付したと思う。  
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立期間直後の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、同年5月及び同年6月に過年度納付されていることが確認できるが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする当該時点において、申立期間の保険料については、時効により特例納付以外の方法では納付することができない上、申立人及びその妻ともに、申立期間の保険料に係る納付書の入手方法、保険料を納付した場所及び納付したとする保険料額に係る記憶が不鮮明であり、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案656

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から55年3月まで

母親が、私の将来のことを考えて、20歳のときに国民年金の加入手続を行い、義姉の国民年金保険料と一緒に集落の納付組織を通じて、保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が将来のことを考えて、20歳のときに国民年金の加入手続を行ってくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況から判断すると、昭和55年4月以降に払い出されたものと推認できることから申立内容と符合しない上、当該時点においては、申立期間のうち、51年10月から52年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、前述の国民年金手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間のうち、昭和53年1月以降の期間は、過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等についての記憶は曖昧であり、申立人及びその母親から過年度納付をうかがわせる供述は得られない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の保険料と一緒に、申立人の母親が納付していたとする申立人の義姉の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されており、申立期間に係る申立人の義姉の国民年金保険料も未納となっている。

加えて、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から2年5月30日まで

私は、申立期間において、A事業所に雇用され、派遣社員としてB事業所で勤務した。

しかし、私と同様にB事業所へ派遣され、同じ期間において、同じ業務に従事していた同僚については、A事業所における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私の記録は確認できない。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間において、A事業所の派遣社員としてB事業所において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所は平成20年9月12日付けで閉鎖されており、申立期間当時の代表取締役等に文書等で照会したが回答が得られない上、派遣先のB事業所に当時の人事関係資料等が保管されていないなど、申立人の申立期間における雇用形態及び給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料や供述は得られない。

また、申立人が記憶する同僚等3人から供述が得られたが、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない上、オンライン記録等において、当該同僚3人のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録は符合していることが確認できることから、申立人のA事業所における雇用



保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、i) 申立人が記憶する同僚は、「A事業所の派遣社員として、昭和63年4月1日から勤務していた。」と供述しているところ、オンライン記録等において、当該同僚のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成元年6月1日であることが確認できること、ii) A事業所の派遣担当社員は、「派遣社員は、派遣契約が1日から長期間と様々なため、契約内容に応じて厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから判断すると、申立事業所では、申立期間当時、全ての派遣社員を必ずしも採用（派遣）と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A事業所に係るオンライン記録において、申立期間を含む平成元年4月1日から2年11月21日までの被保険者資格取得者の中に、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案719

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月16日から45年3月17日まで  
② 昭和45年3月17日から同年12月1日まで  
③ 昭和46年9月12日から47年6月1日まで  
④ 昭和47年8月26日から同年10月頃まで

私は、申立期間①において、A事業所に勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②、③及び④において、B事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和45年12月1日から46年9月12日までの期間しか確認できない。

調査の上、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として、認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間①において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所には、当時の賃金台帳等は保管されておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料は得られない上、i) A事業所は、「当社保管の社員記録によれば、申立人が、当社において昭和44年10月16日から45年3月16日までの期間に、試用社員として勤務していたことは確認できるものの、申立期間当時、臨時社員や試用社員は、健康保険及び厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答していること、ii) A事業所が保管する社員記録において、臨時社員として勤務していたことが確認できる社員二人について、同事業所

に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、氏名等は確認できないこと、iii) 前述の被保険者原票において、健康保険番号1340番（昭和44年9月1日資格取得）から健康保険番号1422番（昭和45年4月1日資格取得）までの同僚83人のうち、同事業所における厚生年金保険の被保険者期間が1年未満である同僚16人に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、雇用保険の被保険者記録が確認できた10人のうち、3人の同僚が厚生年金保険の被保険者資格取得日より以前から同事業所において雇用保険に加入していることなどから判断すると、申立期間①当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の同僚16人及び申立人が記憶する同僚と思われる二人、計18人に対してアンケート等により照会した結果、9人から回答を得られたが、申立内容を裏付ける供述は得られない。

さらに、A事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険番号1340番（昭和44年9月1日資格取得）から健康保険番号1422番（昭和45年4月1日資格取得）までの記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

- 2 申立期間②、③及び④について、B事業所は既に解散しており、当時の代表取締役についても故人のため供述を得ることができず、申立人の給与からの厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料は得られない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚6人、申立期間②の終期である昭和45年12月1日までに同資格を喪失している同僚一人、申立期間③の始期である46年9月以降に同資格を取得している同僚9人及び申立人の記憶する同僚4人、計20人のうち、連絡先が確認できた7人に対して文書等により照会した結果、二人から回答が得られたところ、当該同僚は申立人のことを記憶していないことなど、申立期間②、③及び④において、申立人が申立事業所で勤務したことを確認できる関連資料や供述は得られない。

また、申立期間②については、前述の被保険者原票において、前述の回答を得ることができた同僚のうち一人が、自身が記憶しているB事業所における入社時期から1年程度経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから判断すると、申立期間②当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない可能性がうかがえる。

さらに、申立期間③については、B事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が同事業所において昭和46年9月12日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴う手続きが、同年9月23日付けで行われた旨の記載が確認できる上、当該被保険者原

票が不自然に訂正された形跡は認められない。

加えて、B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険番号\*番（昭和45年3月2日資格取得）から健康保険番号\*番（昭和48年1月26日資格取得）までの記録に、申立人の氏名等が確認できるのは健康保険番号\*番（昭和45年12月1日資格取得、46年9月12日資格喪失）のみであり、ほかに申立人の氏名等はなく、欠番も無い。

- 3 このほか、申立人の給与から各事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案720

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月7日から43年6月1日まで

私は、A事業所Bセンターに昭和41年11月に入社し、43年6月に退職するまでの期間において、C業務職員として勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する資格認定証及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所Bセンターに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、「当時の関連資料等は保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、申立人が記憶する同僚3人を含む10人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したところ、健康保険番号60番（資格取得日は昭和41年4月1日）から健康保険番号99番（資格取得日は昭和43年8月21日）までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案721

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から44年4月13日まで  
厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和32年9月1日から44年4月13日までの期間の計100月について、47年11月27日に脱退手当金が支給済みとなっているが、当時、私は脱退手当金の制度があることは知らず、支給申請も受給もしていない。  
調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印及び支給年度、支給決定番号をうかがわせる数字が確認できる上、ほかに訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

また、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録には、脱退手当金の未請求期間が確認できるものの、申立期間の最終事業所であるA事業所B支店の厚生年金保険の被保険者記録と脱退手当金の未請求期間の事業所であるA事業所B支店の厚生年金保険の被保険者記録は、同一事業所であるにもかかわらず、異なる番号で管理されており、当時の記録管理方法から判断すると未請求期間が発生する可能性は否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案722

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月6日から46年3月1日まで

私は、A事業所B支店C出張所において、昭和44年1月頃から46年3月頃まで事務員として勤務した。

勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所B支店C出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所B支店に照会したが、申立人のA事業所B支店C出張所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料等は得られない。

また、A事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、A事業所B支店C出張所に勤務したとする同僚4人から回答が得られたものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、複数の同僚は、「申立人は、現地で採用された事務員で、社員ではなかったと思う。」、「当時、現地採用の従業員は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している上、申立人が自身と同じ現地採用であり、申立人と同職種であったとする同僚二人についても、前述の被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票を確認したところ、申立期間を含む昭和43年6月1日から46年4月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者



の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。